

# 様式 1 公表されるべき事項

## 放送大学学園の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

本学園は、大学教育の機会に対する広範な国民の要請に応えるため、放送による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行う放送大学を設置するという業務の特殊性を有しており、理事長においてはその業務を総理し、この法人を代表するという職務と責任を、その他役員においては各担当における重責を担っていることから国家公務員給与制度に準じた役員報酬を設定している。

##### ② 平成29年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員の賞与の額は、本学園の収支状況等役員の職務実績に応じ、増額又は減額することができるが、平成29年度における増減はなかった。一方、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、本学園の役員報酬においても社会一般情勢に適合した適正なものとする観点から、国家公務員制度改正に準じた改正を行った。

##### ③ 役員報酬基準の内容及び平成29年度における改定内容

###### 法人の長

役員報酬は月額及び期末手当並びに勤勉手当から構成されている。  
月額については、放送大学学園役員給与規則に則り、本給及び特別調整手当を支給している。

期末手当及び勤勉手当についても放送大学学園役員給与規則に則り、期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、当該役員が受けるべき本給及び特別調整手当の月額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額、並びに本給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては、100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じて得た額に、基準日以前の6ヶ月以内の期間における、その者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において受けるべき本給及び特別調整手当の月額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額を基礎額として、成績率を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。なお、平成29年度には国の給与法改正に準じて改正を行い、勤勉手当支給率の引き上げ(年間0.05ヶ月分)を実施した。

###### 理事

法人の長に同じ。

###### 理事(非常勤)

非常勤役員の報酬は、放送大学学園役員給与規則に則り、月額を支給している。なお、平成29年度には改定は行っていない。

###### 監事

法人の長に同じ。

###### 監事(非常勤)

理事(非常勤)に同じ。

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成29年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,034	千円 11,868	千円 3,385	千円 1,780 (特別調整手当)	4月1日		
A理事	千円 18,139	千円 11,496	千円 4,919	千円 1,724 0 (特別調整手当 通勤手当)	4月1日		
B理事	千円 16,038	千円 9,648	千円 4,280	千円 1,846 264 (特別調整手当 通勤手当)			◇
C理事	千円 7,710	千円 4,824	千円 1,966	千円 724 197 (特別調整手当 通勤手当)		9月30日	◇
D理事	千円 8,098	千円 4,824	千円 2,242	千円 965 67 (特別調整手当 通勤手当)	10月1日		◇
E理事	千円 5,297	千円 2,814	千円 1,966	千円 422 95 (特別調整手当 通勤手当)		7月16日	◇
F理事	千円 10,638	千円 6,834	千円 2,242	千円 1,367 195 (特別調整手当 通勤手当)	7月17日		◇
G理事	千円 14,263	千円 9,662	千円 2,752	千円 1,447 402 (特別調整手当 通勤手当)	4月1日		
H理事 (非常勤)	千円 204	千円 204	千円 0	千円 0			
I理事 (非常勤)	千円 102	千円 102	千円 0	千円 0		9月30日	
J理事 (非常勤)	千円 102	千円 102	千円 0	千円 0		9月30日	
K理事 (非常勤)	千円 102	千円 102	千円 0	千円 0	10月1日		
L理事 (非常勤)	千円 102	千円 102	千円 0	千円 0	10月1日		
M監事	千円 13,584	千円 8,448	千円 3,615	千円 1,267 254 (特別調整手当 通勤手当)			
N監事 (非常勤)	千円 204	千円 0	千円 0	千円 0			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

法人の長

本学園は、大学教育の機会に対する広範な国民の要請に応えるため、放送による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行う放送大学を設置するという業務の特殊性を有しており、理事長においてはその業務を総理し、この法人を代表するという職務と責任を担っている。  
理事長の報酬は国家公務員制度に準じており、年間報酬額は人数規模が同規模である民間企業の役員報酬27,998千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,175千円と比べてもそれ以下となっており、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

本学園の特殊性は法人の長に同じ。  
そうした組織の中で理事の役割は法人の長のリーダーシップをサポートするとともに、学長・総務・財務・放送・学務の各担当における高度な専門性と重責を担っている。  
理事の年間報酬額は、人数規模が同程度である民間企業の取締役の報酬と同程度若しくはそれ以下となっており、こうした本学園の特殊性もふまえ、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

本学園の特殊性は法人の長に同じ。  
そうした組織の中で非常勤理事の役割は、外部からの視点で本学園の決定事項等に参画しており、その重要性は非常に高い。こうした本学園の特殊性もふまえ、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

本学園の特殊性は法人の長に同じ。  
そうした組織の中で、監事は法人の業務・財産の監査、毎会計年度の監査報告書の作成、監査結果に不正の行為又は寄附行為違反する重大な事実が発覚した際に文部科学大臣、総務大臣並びに理事会及び評議員会に報告すること、必要に応じて評議員会の招集を請求することなど、その役割は多岐にわたり、重要性は非常に高い。  
監事の報酬水準については国立大学法人と比べても同水準であり、学園の特殊性もふまえ、妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

監事に同じ。

#### 【主務大臣の検証結果】

当該法人の、大学教育の機会に対する広範な国民の要請に応えるため、放送による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行う放送大学を設置するという業務の特殊性や、他法人との比較などを考慮すると、法人の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成29年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	7,744	6	0	H29.3.31	1.0	
理事A	7,397	5	11	H29.3.31	1.0	
理事B	該当者なし					
理事A (非常勤)	該当者なし					
理事B (非常勤)	該当者なし					
監事A	該当者なし					
監事B	該当者なし					
監事A (非常勤)	該当者なし					
監事B (非常勤)	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

## 5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	放送大学学園役員退職手当規程に基づき、退職手当の額は、在職期間1月につき退職日における本給月額に10.875/100を乗じて得た額に、評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定される業績勘案率を乗じて得た額とされている。また、放送大学学園評価委員会規程において、評価委員会は役員退職手当の業績勘案率の決定に関することについて審議することとなり、業績勘案率の決定方法は機関実績勘案率と個人業績勘案率の結果に基づいて算出されることとされている。機関実績勘案率は、評価委員会にて承認された各年度の業務実績評価の結果における項目別評定を、機関実績勘案率の評定割合に関する換算表に当てはめ、1.0として算出された。また当該理事長の個人業績勘案率について、理事長及びその結果を参考にした評価委員会において、1.1と評価された。 機関実績勘案率×3/4+個人業績勘案率×1/4の計算式に当てはめ、業績勘案率は1.0と算出され、評価委員会の審議の結果、決定されたものである。その決定に基づき、退職手当の額を決定しており、手当の水準は妥当性があると考えられる。
理事A	放送大学学園役員退職手当規程に基づき、退職手当の額は、在職期間1月につき退職日における本給月額に10.875/100を乗じて得た額に、評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定される業績勘案率を乗じて得た額とされている。また、放送大学学園評価委員会規程において、評価委員会は役員退職手当の業績勘案率の決定に関することについて審議することとなり、業績勘案率の決定方法は機関実績勘案率と個人業績勘案率の結果に基づいて算出されることとされている。機関実績勘案率は評価委員会にて承認された各年度の業務実績評価の結果における項目別評定を、機関実績勘案率の評定割合に関する換算表に当てはめ、1.0として算出された。また当該理事の個人業績勘案率について、理事長及びその結果を参考にした評価委員会において、1.1と評価された。 機関実績勘案率×3/4+個人業績勘案率×1/4の計算式に当てはめ、業績勘案率は1.0と算出され、評価委員会の審議の結果、決定されたものである。その決定に基づき、退職手当の額を決定しており、手当の水準は妥当性があると考えられる。
理事B	
理事A (非常勤)	
理事B (非常勤)	
監事A	
監事B	
監事A (非常勤)	
監事B (非常勤)	

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

## 6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

放送大学学園評価委員会規程において、評価委員会は、役員退職手当の業績勘案率の決定に関することについて審議することとなり、業績勘案率の決定方法は機関実績勘案率と個人業績勘案率の結果に基づいて算出されることとされている。機関実績勘案率は評価委員会にて承認された各年度の業務実績評価の結果における項目別評定を、機関実績勘案率の評定割合に関する換算表に当てはめ算出し、個人業績勘案率については、あらかじめ理事長が評価を行うこととされており、その結果を参考にして、評価委員会が個人業績勘案率を算出している。算出された勘案率を、機関実績勘案率×3/4+個人業績勘案率×1/4の計算式に当てはめ、業績勘案率を算出し、評価委員会の審議の結果、決定している。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

職員の給与水準を検討するにあたっては、人員配置や給与体系の見直し等を通じて適正な人件費管理を行っており、国家公務員給与制度の改革の動向、国立大学法人及び他の学校法人の給与水準等の動向を勘案の上、検討を行っている。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤務成績に応じて勤勉手当の支給割合の増減を行うほか、昇給号俸数を多段階に区別して定期昇給を実施している。

#### ③ 給与制度の内容及び平成29年度における主な改定内容

放送大学学園職員給与規則に則り、基本給として本給(本給の調整額を含む。)及び扶養手当、諸手当として、放送教育特別手当、教員免許更新講習担当特別手当、特別都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜勤手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当としている。

平成29年度には、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第1号)に準じ、以下のとおり職員給与の改定を行った。

- ・本給表を国の給与改正に準じて改定。
- ・期末勤勉手当について支給月数の引き上げ(年間0.1ヶ月分)を実施した。

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成29年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人 202	歳 49.1	千円 8,297	千円 6,081	千円 175	千円 2,216
事務・技術	人 132	歳 45.2	千円 7,158	千円 5,266	千円 144	千円 1,892
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 70	歳 56.5	千円 10,444	千円 7,616	千円 234	千円 2,828
指定職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	50.8	5,299	3,910	112	1,389
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	50.8	5,299	3,910	112	1,389
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	17	63.5	5,604	4,119	144	1,485
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	17	63.5	5,604	4,119	144	1,485
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	170	47.1	3,586	2,657	107	929
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	170	47.1	3,586	2,657	107	929
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

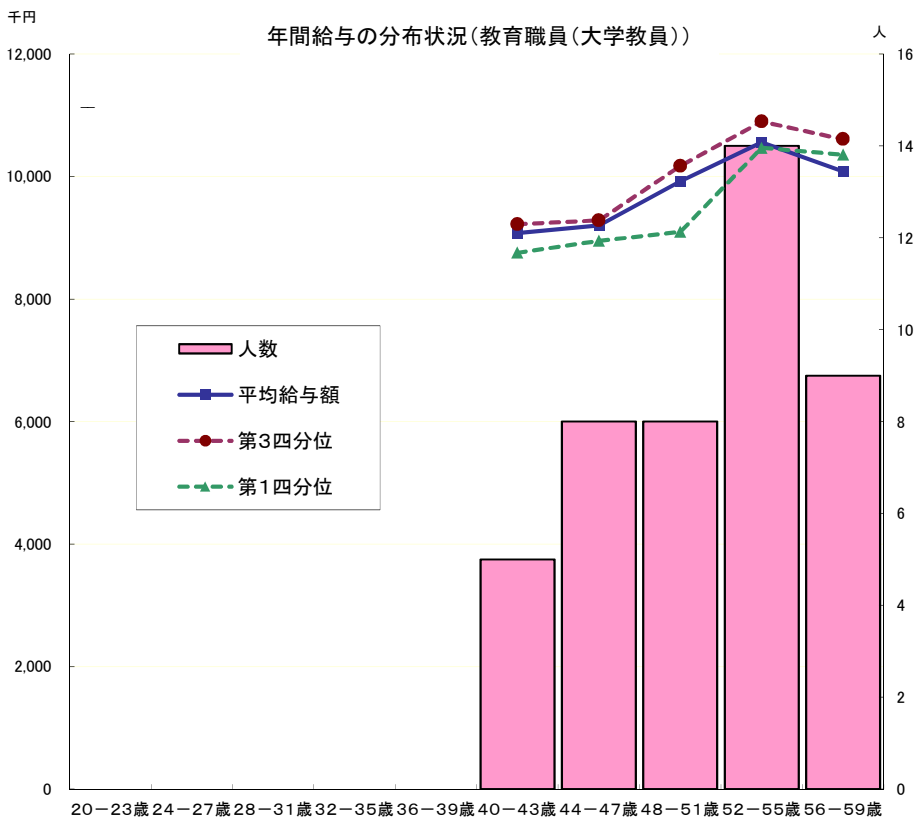
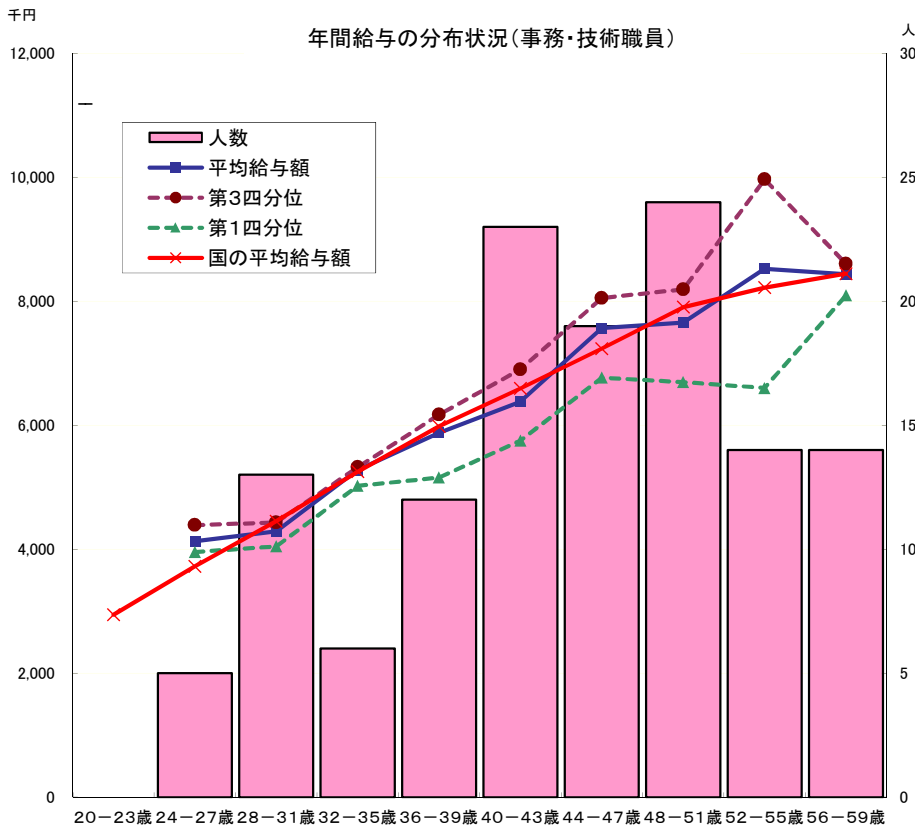
注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員における「指定職種」とは大学副学長であるが、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

[年俸制適用者]

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	37	67.9	6,765	6,765	103	0
特任教授(学習センター所長)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	37	67.9	6,765	6,765	103	0

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師)／教育職員(高等専門学校教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕





③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師)／教育職員(高等専門学校教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
本部長	1			
本部部長	1			
本部次長	3			
本部課長	14	54.1	9,902	10,935～8,572
本部課長補佐	24	51.5	7,773	8,880～5,781
本部係長	44	43.5	6,479	8,142～4,536
本部主任	17	41.8	5,813	7,264～4,849
本部係員	19	30.1	4,298	5,144～3,487
地方課長	6	57.3	8,605	9,192～8,264
地方係長	7	52.6	6,598	7,123～5,809

注1:本部長は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与については記載していない。また、本部部長及び本部次長は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、最高・最低給与については記載していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
教授	53	59.1	10,603	13,244～8,968
准教授	17	48.3	8,985	9,682～7,085

④ 賞与(平成29年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	52.5%	55.7%	54.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	47.5%	44.3%	45.8%
	最高～最低	53.1～38.7%	50.5～36.0%	51.4～37.3%
一般職員	一律支給分(期末相当)	59.4%	62.2%	60.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	40.6%	37.8%	39.2%
	最高～最低	43.7～37.7%	40.9～34.9%	42.2～36.4%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	50.3%	53.7%	52.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	49.7%	46.3%	47.9%
	最高～最低	49.9～49.6%	46.5～46.1%	48.1～47.8%
一般職員	一律支給分(期末相当)	59.3%	62.1%	60.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	40.7%	37.9%	39.2%
	最高～最低	43.7～38.9%	40.9～31.7%	42.2～35.7%

### 3 給与水準の妥当性の検証等

#### 事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 98.3</li> <li>・年齢・地域勘案 100.7</li> <li>・年齢・学歴勘案 99.8</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 103.4</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>①本学園では大学行政・大学運営事務・放送行政等に精通した人材が必要とされており、職員構成のうち、省庁や国立大学法人等他機関からの人事交流者が6割を占めている。人事交流している機関の多くは、特別都市手当の支給割合が、東京都特別区(平成29年度:20%)等、本学園の本部のある千葉市の特別都市手当(平成29年度:15%)より高い地域にあり、異動保障対象者の割合が職員構成のうち、11.4%を占めている。</p> <p>②本学園の業務の特殊性として、全国へ配信する放送番組の制作がある。本業務を遂行するため、高度な専門性と豊富な知識・経験を持つ課長級相当のプロデューサーやディレクターがおり、番組制作に関して、重大な責任を担っている。そのため、管理職層の割合が18.9%(国:17.7%)と高くなっている。(国は俸給の特別調整額の受給者、本学園は課長級以上を対象とした。)</p> <p>※上記における国の割合については、平成29年国家公務員給与等実態調査の行政職(一)の者の割合を使用。</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 53.9%】 (国からの財政支出額 7,425,167千円、支出予算の総額 13,982,215千円:平成29年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成28年度決算)】 【管理職の割合 18.9%(常勤職員数132名中25名)】 【大卒以上の高学歴者の割合 73.4%(常勤職員数132名97名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 20.5%】 (支出総額 13,646,425千円、給与・報酬等支給総額 2,800,312千円:平成28年度決算)</p> <p>(法人の検証結果) 業務運営計画に基づき措置された予算の範囲内で、人件費を含め適切に管理運営を行っている。また、本法人の職員の給与は、社会一般の情勢及び国家公務員の給与水準を考慮して決定しているが、大学行政・大学運営事務・放送行政等に精通した人材を、省庁や国立大学法人等の他機関から職員構成のうち7割強を人事交流により確保しているため、交流者へ支給する異動保障手当等の処遇により、国に比べ本法人の給与水準が高くなっているものと考えられる。</p> <p>(主務大臣の検証結果)</p> <p>給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。</p>
講ずる措置	

### 4 モデル給与

#### (扶養親族がいない場合)

- 22歳(大卒初任給)  
月額 179,200円 年間給与 2,966,476円
- 35歳(本部主任)  
月額315,215円 年間給与 5,093,244円
- 50歳(本部課長補佐)  
月額 447,810円 年間給与 7,324,380円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者10,000円、子1人につき8,000円)を支給

### 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

勤勉手当の支給にあたっては、人事評価制度に基づく評価結果を支給率に反映させることとしており、今後も継続して実施したい。

### III 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,545,768	千円 2,502,161	千円	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 72,618	千円 79,198	千円	千円	千円	千円
非常勤役員等給与 (C)	千円 2,632,074	千円 2,639,981	千円	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 504,293	千円 501,641	千円	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 5,754,753	千円 5,722,981	千円	千円	千円	千円

#### 総人件費について参考となる事項

##### ・給与、報酬等支給総額について

給与改定によって給与・賞与の支給水準は上がったが、教員および管理職級等の欠員が生じたことにより、平成28年度に比べ約1.71%の減となっている。

##### ・最広義人件費について

上記理由により、平成28年度に比べて約0.55%の減となっている。

##### ・退職手当の支給水準引下げ等について

国家公務員退職手当法の一部改正に伴う政府からの要請を受け、国家公務員の退職手当制度の改正に準じ、役員の退職手当について、在職期間1月あたりの支給率を100分の12.5から、平成25年3月18日から平成25年9月30日までの間は100分の12.25、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間は100分の11.5、平成26年7月1日以降は100分の10.875、平成30年1月1日以降は、100分の10.4625へ段階的に引き下げる措置を実施した。

また、職員の退職手当について、支給する額を平成25年3月18日から平成25年9月30日までの間100分の98を乗じた額、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間は100分の92を乗じた額、平成26年7月1日以降は100分の87を乗じた額、平成30年1月1日以降は、100分の83.7を乗じた額へ段階的に引き下げる措置を実施した。

### IV その他

特になし